令和8年(2026年)11月18日

学校職員に対する懲戒処分について

2026年11月18日付けで、下記のとおり学校職員に対して懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	札幌市立中学校　教諭　男性　20歳代
	処分内容	減給1月
	事案概要	・生徒に対する体罰 被処分者は、2026年7月1日（水）の給食準備時間中、水飲み場で床に水を飛ばした被害生徒に指導を行う際、被害生徒の後頭部の髪を右手で掴んで引っ張った。

※　上記の事案につきましては、被害者のプライバシーへの配慮が必要な事案であり、被害者への二次被害を防止する観点等から、上記以外の事項につきましては非公表といたしますので、御理解と御配慮をお願いいたします。